

一般社団法人 日本地震工学会 総会規則

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人日本地震工学会定款第49条に基づき、社員総会（以下、この規則では「総会」と略す）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(議決事項)

第2条 総会では、「一般社団・財団法人法」に規定する事項および次の事項を決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 役員を選任と解任
- (3) 役員報酬等に関する規程
- (4) 事業報告・収支決算
- (5) 重要な財産の取得・処分
- (6) 事業計画および収支予算
- (7) 定款の変更
- (8) 重要な規則の設定および変更
- (9) 解散
- (10) 合併および事業の一部または全部の譲渡
- (11) その他理事会が必要と認めた事項
- (12) 正会員および法人会員の代表者（以下、この規則では「社員」と称する）の総数の10分の1以上から総会開催日30日以前に、あらかじめ議題として提出された事項
- (14) その他定款に定める事項

2 前項にかかわらず、個々の総会においては、第5条の通知に記載した総会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

第2章 総会の招集の手続等

(招集の手続)

第3条 総会を招集する場合には、理事会の決議によって、次の事項を定める。

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 総会の目的である事項
- (3) 書面もしくは電磁的方法によって、議決権の行使を委任することができる旨
- (4) 次に掲げる事項
 - イ 総会参考書類に記載すべき事項

- ロ 書面による議決権行使の委任については、委任状を開催日の前日までに提出すべき旨
 - ハ 電磁的方法による議決権行使の委任については、開催日の前日までにすべき旨
 - ニ 書面もしくは電磁的方法による議決権行使の委任の方法
- (5) 次に掲げる事項が総会の目的である事項であるときは、当該事項に係る議案の概要
- イ 役員等の選任
 - ロ 役員等の報酬等
 - ハ 事業の全部の譲渡
 - ニ 定款の変更
 - ホ 合併

(臨時総会の招集)

第4条 会長は定款第15条第3項で定めた臨時総会の開催にあたっては、その請求のうち30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

(招集の通知)

第5条 総会を招集するには、会長は、総会の開催日の2週間前までに、社員に対して書面または電磁的方法でその通知を発しなければならない。

2 前項の通知には、前条各号に掲げる事項を記載するとともに、総会参考書類及び議決権行使の委任状その外必要な書類を同封しなければならない。

(議決権行使に関する基準日)

第6条 総会招集を決議した理事会の終了時点における社員を、当該総会に関して議決権を有する社員とする。

第3章 総会の開催

(会場の設営等)

第7条 総会の開催の際には会場を設営し議事運営に必要な職員等を配置する。

(社員の出席)

第8条 総会に出席する社員は、会場の受付において、会員証の提出等によりその資格を明らかにしなければならない。

(代理出席)

第9条 議決権行使の委任状を提出した社員は出席として扱う。

(社員以外の者の出席)

- 第10条 理事及び監事は、やむを得ない事由がある場合を除き、総会に出席しなければならない。
- 2 会計監査人は、法令の定めがある場合のほか、議長の許可を得て総会に出席することができる。
- 3 この法人の職員及び弁護士等は、議長、理事又は監事を補助するために、議長の許可を得て総会に出席することができる。

第4章 総会の議事

(議長の権限)

- 第11条 議長は、総会の秩序を維持し、議事を整理する。
- 2 議長は、議事を円滑に進めるために必要と判断するときは、次の者に対して退場を命じることができる。
- (1) 社員として出席した者であって、その資格を有しないことが判明した者
 - (2) 議長の指示に従わない者
 - (3) 総会の秩序を乱した者
- 3 議長は、議長の指示に従わない発言、議題に関係しない発言、他人の名誉を棄損し又は侮辱する発言、総会の品位を汚す発言その他議事を妨害し又は議場を混乱させる発言に対し必要な注意を与え、制限し又はその発言を中止させることができる。

(定足数の確認)

- 第12条 議長は、総会の開会に際し、事務局に出席者数を確認させ、会場に報告させなければならない。

(開会の宣言)

- 第13条 開会の予定時刻が到来したときは、議長は議場に開会を宣言する。

(開会時刻の繰り下げ)

- 第14条 議長は、やむを得ない事由がある場合には、開会時刻を繰り下げることができる。この場合、すでに入場している社員に対して遅滞なく繰り下げられた時刻を通知しなければならない。

(議題の付議の宣言)

- 第15条 議長は、各議事に入るに当たり、その議題を付議することを宣言する。
- 2 議長は、予め招集通知に示された順序に従い議題を付議する。ただし、理由を述べてその順序を変更することができる。
- 3 議長は、複数の議題を一括して付議することができる。

(理事等の報告又は説明)

- 第16条 議長は、議題付議の宣告後、必要と認めるときは、理事及び監事に対しその議題に関する事項の報告又は説明を求めることができる。この場合理事又は監事は、議長の許可を得て、補助者に報告又は説明をさせることができる。
- 2 社員が理事又は監事に対し特定の事項について説明を求めるときは、議長は理事又は監事に対し説明を求めなければならない。ただし、当該事項が当該総会の目的である事項に関しないものである場合、又はその説明をすることが社員の共同の利益を著しく害する場合その他正当な理由があると議長が認める場合はこの限りではない。
- 3 一般社団・財団法第43条、第44条又は49条第3項の規定により社員から提案があった場合、議長はその社員に議題の説明を求め、また、理事又は監事に対してこれに係る意見を述べさせることができる。

(議題の審議)

- 第17条 議題について発言するときは、議長の許可を受けなければならない。
- 2 発言の順序は、議長が決定する。
- 3 発言は、簡潔明瞭であることを要し、議長は、議事の進行上必要があると認めるときは、発言時間を制限することができる。

(議事進行動議)

- 第18条 社員は、総会の議事進行に関して、動議を提出することができる。
- 2 前項の動議については、議長は速やかに採決しなければならない。
- 3 議長は、第1項の動議が、総会の議事を妨害する手段として提出されたとき、不適法又は権利の濫用にあたる時、その他動議に合理的な理由のないことが明らかなきときは直ちに却下することができる。

(議長不信任動議)

- 第19条 議長不信任動議が提出されたときは、議長は速やかに採決しなければならない。
- 2 前項の動議が決議されたときは、事務局が仮議長となり、その総会の議長を出席社員の中から選出する。

(採決)

- 第20条 議長は、議題について質疑及び討論が尽くされたと認められるときは、審議終了を宣言し、採決することができる。
- 2 議長は、一括して審議した議題については、一括して採決することができる。
- 3 議長は、議題原案に対して修正案が提出された場合には、原案に先立ち修正案の採決を行う。
- 4 複数の修正案が提出された場合は、原案から遠いものから順次採決を行う。ただし、多数の修正案が提出された場合には、前項の定めにかかわらず、原案を修正案に先立ち採決することができる。

- 5 議長は、採決について、賛否を確認できるいかなる方法によることもできる。
- 6 議長は採決に先立って、議題及び自己の議決権の行使に関するいかなる意見も述べることはできない。

(出席した社員の議決権の数)

- 第21条 総会の決議については定款第16条に基づくが、次の数の合計を出席社員の議決権の数とする。ただし、第2項に該当する数は議決権の数に加えない。
- (1) 出席した社員本人の議決権の数
 - (2) 議決権行使書の委任状を開催日の前日までに提出した社員の議決権の数
 - (3) 電磁的方法により開催日の前日までに議決権行使の委任をした社員の議決権の数
- 2 書面または電磁的方法により他の社員に委任された議決権で、委任された社員が出席していない議決権は、議決権の数には加えない。

(議長の議決権)

- 第22条 議長は出席した社員とするが、議長個人としての議決権をもたない。ただし、賛否同数の場合のみ1個の議決権を有する。
- 2 書面または電磁的方法により他の社員に委任された議決権で、委任する社員が記されていない場合、もしくは社員以外が記されている場合は議長に委任された議決権として扱う。
 - 3 前第1項に関わらず、議長に委任された議決権は議決権の数に加え、議長が議決権を行使する。

(採決結果の宣言)

- 第23条 議長は、採決が終了した場合には、その結果並びにその議題の決議に必要な賛成数を充足しているか否かを宣言する。

(休憩)

- 第24条 議長は、必要と認めるときは、再開時刻を定めて、休憩を宣言することができる。

(延期又は続行)

- 第25条 総会を延期又は続行する場合は、総会の決議による。
- 2 前項の場合、延会又は継続会の日時及び場所についても決議しなければならない。ただし、その決定を議長に一任することもできる。
 - 3 前項ただし書きの場合、議長は、決定した日時及び場所を速やかに社員に通知しなければならない。
 - 4 延会又は継続会の日は、当初の総会の日より2週間以内の日としなければならない。

(閉会)

第26条 議長は、すべての議事が終了した場合又は延期もしくは続行が決議された場合には、閉会を宣言する。

(議事録)

第27条 総会の議事については、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、別表に掲げる事項を記載しなければならず、また議長及び出席した理事のうち2名はこれに記名押印しなければならない。

(議事の経過及びその結果の報告)

第28条 議長は、欠席した社員に対して、書面又は電磁的記録をもって議事の経過及びその結果の概要を遅滞なく報告するものとする。

2 代表理事は、総会の議事の経過及びその結果の概要を、会誌とホームページに掲載するものとする。

第5章 事務局

(事務局)

第29条 総会の事務局には、総務理事および事務局員がこれに当たる。

第6章 雑則

(改廃)

第30条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行い、総会にて報告する。

附則

この規則は、平成22年6月1日から施行する。

別表

議事録記載事項

- 1 開催された日時及び場所(当該場所に存しない理事、監事、(会計監査人)又は社員が総会に出席をした場合における当該出席の方法)
- 2 議事の経過の要領及びその結果
- 3 決議を要する事項について特別の利害関係を有する社員があるときは、当該社員の氏名
- 4 次の意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
 - イ 監事が監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べたとき
 - ロ 監事を辞任した者が、辞任後最初に招集された総会に出席して辞任した旨及びその理由を述べたとき
 - ハ 監事が、理事が総会に提出しようとする議案、書類等について調査の結果、法令若しくは定款に違反し又は著しく不当な事項があるものと認めて、総会に報告したとき
 - ニ 監事が監事の報酬等について意見を述べたとき
 - ホ 計算書類及びその附属明細書について会計監査人が監事と意見を異にするため、定時総会において意見を述べたとき
 - ヘ 会計監査人が出席要求に基づき定時総会に出席して意見を述べたとき
- 5 総会に出席した理事、監事又は(会計監査人)の氏名又は名称
- 6 議長の氏名
- 7 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

補注：一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（抜粋）

（社員提案権）

第四十三条 社員は、理事に対し、一定の事項を社員総会の目的とすることを請求することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事会設置一般社団法人においては、総社員の議決権の三十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の議決権を有する社員に限り、理事に対し、一定の事項を社員総会の目的とすることを請求することができる。この場合において、その請求は、社員総会の日の六週間（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）前までにしなければならない。

第四十四条 社員は、社員総会において、社員総会の目的である事項につき議案を提出することができる。ただし、当該議案が法令若しくは定款に違反する場合又は実質的に同一の議案につき社員総会において総社員の議決権の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の賛成を得られなかった日から三年を経過していない場合は、この限りでない。

(議決権の数)

第四十八条 社員は、各一個の議決権を有する。ただし、定款で別段の定めをすることを妨げない。

- 2 前項ただし書の規定にかかわらず、社員総会において決議をする事項の全部につき社員が議決権を行使することができない旨の定款の定めは、その効力を有しない。

(社員総会の決議)

第四十九条 社員総会の決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる社員総会の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の三分の二(これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合)以上に当たる多数をもって行わなければならない。

一 第三十条第一項の社員総会

二 第七十条第一項の社員総会(監事を解任する場合に限る。)

三 第百十三条第一項の社員総会

四 第百四十六条の社員総会

五 第百四十七条の社員総会

六 第百四十八条第三号及び第百五十条の社員総会

七 第二百四十七条、第二百五十一条第一項及び第二百五十七条の社員総会

- 3 理事会設置一般社団法人においては、社員総会は、第三十八条第一項第二号に掲げる事項以外の事項については、決議をすることができない。ただし、第五十五条第一項若しくは第二項に規定する者の選任又は第百九条第二項の会計監査人の出席を求めることについては、この限りでない。

(社員総会に提出された資料等の調査)

第五十五条 社員総会においては、その決議によって、理事、監事及び会計監査人が当該社員総会に提出し、又は提供した資料を調査する者を選任することができる。

- 2 第三十七条の規定により招集された社員総会においては、その決議によって、一般社団法人の業務及び財産の状況を調査する者を選任することができる。

(定時社員総会における会計監査人の意見の陳述)

第百九条 第百七条第一項に規定する書類が法令又は定款に適合するかどうかについて会計監査人が監事と意見を異にするときは、会計監査人(会計監査人が監査法人である場合にあっては、その職務を行うべき社員。次項において同じ。)は、定時社員総会に出席して意見を述べることができる。

- 2 定時社員総会において会計監査人の出席を求める決議があったときは、会計監査人は、定時社員総会に出席して意見を述べなければならない。